

Anan 2026

阿南市生活応援商品券 取扱店舗マニュアル



阿南市

阿南市生活応援商品券

取扱店舗マニュアル

もくじ

1、阿南市生活応援商品券 事業概要	1
2、取扱店舗について	2
1、取扱店舗の登録について	2
2、取扱店舗の表示	2
3、取扱店舗の責務	3
3、阿南市生活応援商品券について	4
4、阿南市生活応援商品券の取扱いについて	6
1、商品券使用上の注意	6
2、商品券の受取について	7
5、阿南市生活応援商品券の換金について	8
1、商品券換金期間	8
2、使用済み商品券の点検・整理	8
3、換金申請書の作成	8
4、申請書提出方法	9
5、換金振込	11
6、換金に係る費用	11
6、Q & A	12

1. 阿南市生活応援商品券 事業概要

【事業目的】

食料品等の価格高騰の影響を受ける市民の皆様を支援するため、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、市民お1人当たり5,000円分の商品券を交付します。また、多くの市民の皆様にご利用いただくことで、市内の事業者を支援します。

生活者支援と地域経済の活性化を一体的に進め、経済的な相乗効果の創出を図ります。

【事業主体】 阿南市

【発行総額】 約3億3,500万円 約67,000セット

【商品券の交付対象】 阿南市民

【商品券の交付期間】

令和8年6月下旬から令和8年7月下旬まで

【商品券の使用期間】

令和8年8月1日（土）～ 令和8年10月31日（土） ※使用期間を過ぎた商品券は無効。

【商品券の額面等】

額面500円の商品券×10枚綴り（5,000円分）を市民全員に1冊ずつ交付

※商品券（10枚綴り）の構成

共通券4枚（2,000円分）

地元店舗限定券6枚（3,000円分）

【交付方法】

令和8年5月1日において、本市の住民基本台帳に登録されている市民を対象に商品券を交付し、世帯主宛てに世帯全員分を一括して郵送（ゆうパック）する。

【取扱店舗の登録資格】

次の①～③に該当する事業者であること。

- ①阿南市内に本社がある法人が運営する事業所
- ②阿南市内に店舗等の事業所がある個人事業者
- ③阿南市外に本社があり、阿南市内に店舗等の事業所がある法人

①及び②：共通券、地元店舗限定券の両方が使用できる。

③：共通券のみが使用できる。

2. 取扱店舗について

1. 取扱店舗の登録について

取扱店舗として登録された事業所には、「阿南市生活応援商品券取扱店舗登録通知」とともに、庶務品（取扱店舗を示すステッカー等）を送付しております。なお、「阿南市生活応援商品券取扱店舗登録通知」に掲載している取扱店舗の**登録店舗番号**は、本事業の換金事務に必要です。

2. 取扱店舗の表示

取扱店舗は、商品券の使用期間中、取扱店舗を示すポスター、ステッカーを店頭の見やすい場所に掲示してください。

不足がある場合は、阿南市 商工戦略課までお問い合わせください。

(1)ステッカー

ステッカーの色は、取扱店舗の登録資格の区分により異なります。

- ①阿南市内に本社がある法人が運営する事業所
- ②阿南市内に店舗等の事業所がある個人事業者
- ③阿南市外に本社があり、阿南市内に店舗等の事業所がある法人

①及び②：共通券、地元店舗限定券の両方が使用できる。（オレンジ）

③：共通券のみが使用できる。（水色）



取扱店舗ステッカー

(2)ポスター

ポスターは、A4 サイズで、店舗の登録資格に関わらず共通です。



3. 取扱店舗の責務

取扱店舗は、次の①～⑨に掲げる事項を遵守してください。

- ①登録後に配布された取扱店舗を示すステッカー等を店舗の見やすい場所に掲示すること。
 - ②正当な理由なく商品券の使用を拒んではならないこと。
 - ③他店押印等のある商品券は、受け取りを拒否すること。
 - ④偽造等が疑われる商品券を発見した場合は、速やかに市へ連絡すること。
 - ⑤一度使用された商品券を再び使用しないこと。
 - ⑥商品券の交換、譲渡及び売買を行ってはならないこと。
 - ⑦使用された商品券の保管及び管理を適切に行うこと。
 - ⑧市が本事業に関して調査等を行うときは、報告等の協力をする事。
 - ⑨本マニュアルに定めるもののほか、市長が別に定める事項に従うこと。
- ※上記に違反する行為が認められた場合は、取扱店舗の資格登録取り消し及び損害金の請求を行うことがあります。

3. 阿南市生活応援商品券について

商品券見本サンプルを同封しています。
ご参考にしてください。

【商品券の仕様】

額面500円の商品券×10枚綴り（5,000円分）を市民全員に1冊ずつ交付

※商品券（10枚綴り）の構成

共通券 4枚（2,000円分）

地元店舗限定券 6枚（3,000円分）



商品券



商品券表紙

阿南市生活応援商品券（ご使用に関してのご注意）

- 商品券事業の詳細については、阿南市のホームページでご確認ください。
- 取扱店舗の最新情報は、阿南市生活応援商品券専用ページでご確認ください。
- 本券に記載の使用期間を越えてのご使用はできません。
- 本券は転売、譲渡及び売買を行うことはできません。またつり銭は出ません。
- 発行済の本券の払い戻しは致しかねますのでご了承ください。
- 本券の盗難、紛失または滅失に対して本市はその責を負いません。
- 本券は交付対象者、その代理人及び使用者に限り利用できます。
- 本券は不動産や金融商品、たばこ、商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの、風営法第2条5項に規定する性風俗関連特殊営業に係るもの、国税、地方税や使用料などの公租公課及び公共料金に使用することはできません。

※その他詳しくは「商品券使用ガイド」をご覧ください。

▶お問い合わせ
阿南市 商工戦略課 商品券事業担当
阿南市富岡町トノ町 12 番地 3 ☎ 0884-22-0527



阿南市生活
応援商品券
専用ページ

阿南市生活応援商品券 取扱店舗名

商品券裏面（各券共通）

阿南市生活応援商品券には以下の偽造防止対策を施しております。

○連番文字

数字の連番をつけることで、同じ番号が使用できないため偽造防止効果があります。

○蛍光塗料（インキ

不正コピー抑止。本物の商品券はコピーでは蛍光発色はしません。

4. 阿南市生活応援商品券の取扱いについて

1. 商品券使用上の注意

- 商品券の使用期間は令和8年8月1日（土）から令和8年10月31日（土）までです。
※使用期間外の商品券は無効です。
使用開始前や使用期間を過ぎた商品券は受け取らないでください。
- 商品券は、転売、譲渡、及びチケットショップ等での換金は不可です。
- 釣り銭は出ません。
（券面と同額の500円か、それ以上の支払いに利用が可能です。）
- 商品券の盗難・紛失・滅失または偽造・模造等に対して阿南市は責任を負いません。
- 紛失による再発行はできません。
- 商品券は、取扱店舗が取り扱う「食料品」のほか、「衣類」や「日用品」等の購入若しくは借り受け又はサービスの提供に使用することができますが、以下に掲げるものには使用できません。

【商品券を使用することができないもの】

- ①公共料金又は公租公課
- ②有価証券、金券、商品券、切手、はがき、印紙、プリペイドカード等換金性の高いもの
- ③たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第3号に規定する製造たばこの購入（電子たばこを含む）
- ④事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- ⑤土地・家屋購入、家賃・地代・駐車場等の不動産に関わる支払い
- ⑥会費、商品及びサービスの引換券等の代金を前払いするもの
- ⑦現金との換金、金融機関への預け入れ
- ⑧風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- ⑨取扱店舗が特定取引において使用できないものとして指定するもの
- ⑩特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ⑪出資に当たる支払い
- ⑫公的医療保険、公的介護保険の自己負担部分
- ⑬その他、本事業の目的に照らして不適切と認められる商品の購入又はサービスの提供

2.商品券の受取について

- 自社や自店舗にて使用可能な商品券かどうかを確認してください。
- お客様から商品券を必要枚数受け取ってください。
1枚の券面額は500円です。
※取扱店舗にて切り取る場合は、お客様に使用枚数・金額を確認し、必要枚数の商品券をミシン目から切り取ってください。
- おつりは出さないこととしていますので、500円未満の金額は現金等で受け取ってください。
- 受け取った商品券の裏面に、使用済みであることを明確にするため、店舗名等を押印または記入してください。
- 他店舗の押印等がある商品券の受取は拒否してください。

5. 阿南市生活応援商品券の換金について

1. 商品券換金期間

令和8年8月3日（月）から 令和8年11月30日（月）まで

※換金期間外での換金に対応できませんので、必ず期間内での換金を行ってください。

※換金申請を郵送で行う場合は、最終日**11月30日必着**をお願いします。

2.使用済み商品券の点検・整理

①取扱店舗名記載

商品券の裏面に店舗名等を押印またはサインを記入してください。

阿南市生活応援商品券（ご使用に関してのご注意）

- 商品券事業の詳細については、阿南市のホームページでご確認ください。
- 取扱店舗の最新情報は、阿南市生活応援商品券専用ページでご確認ください。
- 本券に記載の使用期間を越えてのご使用はできません。
- 本券は転売、譲渡及び売買を行うことはできません。またつり銭は出ません。
- 発行済の本券の払い戻しは致しかねますのでご了承ください。
- 本券の盗難、紛失または滅失に対して本市はその責を負いません。
- 本券は交付対象者、その代理人及び他者に限り利用できます。
- 本券は不換金や金銀商品、たばこ、商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの、風営法第2条5項に規定する性風俗関連特殊営業に係るもの、国税、地方税や使用料などの公租公課及び公共料金に使用することはできません。
- ※その他詳しくは「商品券使用ガイド」をご覧ください。



阿南市生活
応援商品券
専用ページ

※本券は「阿南市生活応援商品券 使用ガイド」を参照してください。

▶お問い合わせ

阿南市 商工観光課 商品券事業担当

阿南市富岡町ノ町12番地3 ☎0884-22-0527

取扱店舗を記載
会社ゴム印、サイン等

②商品券数量確認

共通券と地元店舗限定券それぞれの枚数を確認ください。

(換金申請書に記載があります。)

3. 換金申請書の作成

同封の阿南市生活応援商品券換金申請書の太枠内を記載ください。

申請書は2部複写仕様です。店舗控えは保管ください。受領証となります。

なお郵送の場合は、提出用のみを同封してください。

阿南市生活応援商品券

換申申請書

提出用

申請日

令和 8 年 月 日

申請店舗

登録店舗番号

申請担当者

(商品券発行・郵送先)

連絡先

(商品券返却先)

店舗名

換金申請商品券	共通券	500 円	×	枚	円
地元店舗限定券	500 円	×		枚	円
合計				枚	円

申請方法

☐ 窓口持参
 ☐ 郵送

上記の内容で商品券を受領いたしました。

精査のうえ、不備がなければ指定の口座へ振込手続きを行います。

振込先 阿南農工機構所 那賀川町農工会 羽ノ瀬町農工会	阿南市富岡町今宿 3-4-4 阿南市羽ノ瀬町 357-2 阿南市羽ノ瀬町富倉野ノ瀬内 78-4	0884-22-2301 0884-42-1772 0884-44-4858
--	--	---

受領印

振込予定日

☐ 8 月 31 日 (月) ☐ 9 月 14 日 (月) ☐ 10 月 5 日 (月) ☐ 10 月 13 日 (火) ☐ 10 月 19 日 (月)	☐ 8 月 31 日 (月) ☐ 1 月 9 日 (月) ☐ 1 月 16 日 (月) ☐ 1 月 30 日 (月) ☐ 1 月 14 日 (月)
---	--

※申請振替科目を標準へ
振込予定日に振込準備へ
臨みます。

※詳細は後掲の「マニュアル」
を参照してください。

担当者

阿南市生活広域商品券 換金申請書

申請店舗 登録店舗番号

申請担当者
(商品券管理・販売者)

連絡先
(商品券管理担当)

店舗控

申請日 令和 年 月 日

金券申請高券券	共通券	500 円	×	枚	円
	地元店舗限定券	500 円	×	枚	円
		合計		枚	円

申請方法 ☐ 窓口 持参 ☐ 郵送

上記の内容で商品券を受領いたしました。

精算のうえ、不備がなければ指定の口座へ振込手続きを行います。

振込 口座	☐ 阿南商工会議所 ☐ 新野川町商工会 ☐ 羽ノ浦町商工会	阿南市富岡町今倉 34-4 阿南市新野川町馬屋 357-2 阿南市羽ノ浦町倉登170-4
----------	--	--

0884-22-2301

0884-42-1772

0884-44-6558

受領印

振込予定日	☐ 8月31日 (月) ☐ 9月14日 (月) ☐ 9月15日 (火) ☐ 10月13日 (火) ☐ 10月19日 (月)	☐ 8月31日 (月) ☐ 11月 9日 (月) ☐ 11月 16日 (月) ☐ 11月 30日 (月) ☐ 12月 14日 (月)
-------	--	---

※商品券解引(引き落とし)を希望する場合は下記に「商品券解引」を記入してください。

※記入は取扱店(店舗)でニュースルを提出してください。

振替先

阿南市生活応援商品券 換金申請書

店舗控え

申請日 令和 8 年 9 月 10 日

申請店舗

登録店舗番号 0 0 0 0

申請担当者 (商品券持参・郵送者) 阿南太郎

連絡先 (商品券担当者) ●●●●-●●●●●●

店舗名 応援商店

換金申請商品券

共通券	500 円 ×	50 枚	25,000 円
地元店舗限定券	500 円 ×	120 枚	60,000 円
合計		170 枚	85,000 円

申請方法

☒ 窓口持参

☐ 郵送

太枠内を記載ください。

上記の内容で商品券を受領いたしました。
精査のうえ、不備がなければ指定の口座へ振込手続きを行います。

申請受付	☒ 阿南商工会議所	阿南市富岡町今福寺 34-4	0884-22-2301
	☐ 那賀川町商工会	阿南市那賀川町苅屋 357-2	0884-42-1772
	☐ 羽ノ浦町商工会	阿南市羽ノ浦町宮倉羽ノ浦居内 78-4	0884-44-4858

振込予定日

☐ 8月31日(月)

☐ 11月2日(月)

☐ 9月14日(月)

☐ 11月9日(月)

☒ 10月5日(月)

☐ 11月16日(月)

☐ 10月13日(火)

☐ 11月30日(月)

☐ 10月19日(月)

☐ 12月14日(月)

※請求締切日を基準に
振込予定日に登録口座へ
振込いたします。
詳細は取扱店舗マニュアル
でご確認ください。

担当者 商工花子

太枠内を記入ください。それ以外は受付部署で記載します。
振込予定日は請求受付締日により決定します。(詳細は次ページ)

4. 申請書提出方法

●窓口へ持参する（使用済み商品券 + 換金申請書）

受付窓口

阿南商工会議所	阿南市富岡町今福寺 34-4	0884-22-2301
那賀川町商工会	阿南市那賀川町苅屋 357-2	0884-42-1772
羽ノ浦町商工会	阿南市羽ノ浦町宮倉羽ノ浦居内 78-4	0884-44-4858

受付時間

平日（月曜日から金曜日） 午前 9:00 ~ 午後 4:30

※商品券換金期間で、上記指定箇所以外での申請書受付はできません。

●郵送する場合（使用済み商品券 + 換金申請書）

同封の換金送付封筒にゆうパック指定の送り状で送付してください。

送付先は阿南商工会議所（記載済み）です。

送付の場合は
同封のゆうパック伝票をご利用ください。
封筒中封の裏面に記載してください。
（ゆうパック伝票は不要です）

換金申請商品券在中

■阿南市生活応援商品券 換金申請書の用紙もご郵送をお願いします。

阿南市生活応援商品券

阿南市生活応援商品券



商品券換金手続きについて
 換金受付期間 令和6年8月3日（月）～令和6年11月30日（月）まで
 ※換金受付日以外の換金はできませんので、必ず換金受付日以内での換金を行ってください。

	換金受付日	換金予定日
1回	8月17日（月）	8月21日（月）
2回	8月31日（月）	9月14日（月）
3回	9月14日（月）	10月 5日（月）
4回	9月28日（月）	10月13日（火）
5回	10月 5日（月）	10月19日（月）
6回	10月19日（月）	11月 2日（月）
7回	10月26日（月）	11月 9日（月）
8回	11月 2日（月）	11月16日（月）
9回	11月16日（月）	11月30日（月）
10回	11月30日（月）	12月14日（月）

阿南市生活応援商品券 阿南市生活応援商品券
 〒774-0001 阿南市生活応援商品券 阿南市生活応援商品券
 TEL 0994-24-0001 FAX 0994-24-0001

※発送時に添付商品券の数量の確認をよろしくお願いします。

受領時に確認させていただきます。

申請書の連絡先も記載確認よろしくお願いします。

5. 換金振込

申請された使用済み商品券は、精査して取扱店舗申請時に定めた口座に振り込みます。
換金申請窓口で受理をした日付を基準として、請求締切日を選び振込予定日を決定します。
振込予定日は期間中 10 回の振込日を決めています。

	請求締切日	振込予定日
1	8 月 17 日 (月)	8 月 31 日 (月)
2	8 月 31 日 (月)	9 月 14 日 (月)
3	9 月 14 日 (月)	10 月 5 日 (月)
4	9 月 28 日 (月)	10 月 13 日 (火)
5	10 月 5 日 (月)	10 月 19 日 (月)
6	10 月 19 日 (月)	11 月 2 日 (月)
7	10 月 26 日 (月)	11 月 9 日 (月)
8	11 月 2 日 (月)	11 月 16 日 (月)
9	11 月 16 日 (月)	11 月 30 日 (月)
10	11 月 30 日 (月)	12 月 14 日 (月)

6. 換金に係る費用

換金（指定金融口座への振込）にかかる費用は不要です。

なお、**振込の際の名義は「アナンシカイケイカンリシャ」となります。**

6.Q & A

1.偽造の疑いがあるものを受け取ってしまった。

本マニュアルの該当ページを参照し、確かな真贋判定をお願いします。

偽造券であることが確かな場合で、利用者がその場に居る場合は、利用できないことを伝えて、現金にて収受してください。

商品券は、利用者の氏名、住所等を確認のうえ一旦預かっていただきます。

後日、阿南市が判断し、偽造の商品券であることが確認できれば、事件として警察に通報します。利用者が特定できない場合（受け取ってしまってから時間が経過しているなど）は、速やかに阿南市商工戦略課までご連絡をお願いいたします。

商品券はビニールに入れるなど、出来るだけ手を触れずに保管してください。

（指紋採取などの可能性があるため）返金等は出来ませんので、ご注意をお願いいたします。

2.汚損、棄損が激しい商品券を持ち込まれた。取り扱ってよいか。

商品券として本物であることが確認できることと、商品券番号の6桁すべての数字が確認できる場合は取り扱ってください。「洗濯してしまった」などで、真贋判定が出来ないものや、商品券番号6桁が確認できない場合は使用できません。

3.つり銭を出してしまった。どうしたらよいか。

利用者が特定できる場合は、つり銭がでないことを説明の上、商品券1枚を返却し差額を現金で収受してください。

利用者が特定できない場合は、対処法がございませんので注意をお願いします。

換金手続きの際は、提出された枚数分の換金を行います。

4.店舗独自のポイント制度を行っている。商品券使用分もポイントをつけてよいか。

（もしくは、商品券使用分を除いてポイントをつけてよいか。）

取扱店舗様の取り組みによります。

あらかじめ利用者が認識できるよう、その旨を明示してください。

5.支給された商品券で自社の仕入れの支払いをしてよいか。

販売商品の仕入れの支払いには使用できません。

6. 利用者が購入した商品の中に、利用対象外の商品が混ざっていた場合、商品券が使用できるか。

利用対象外の商品には商品券を使用することはできません。

利用対象外の商品を除いた金額を商品券で収受し、500円以下の端数と利用対象外の商品は現金で収受してください。

7. 使用済み商品券の裏面に押印をせずに送付してしまった。

換金請求先にその旨を連絡してください。

枚数等を確認の上、使用済み商品券として対処します。

送付前に再確認をよろしくお願いいたします。

8. 使用済み商品券を紛失してしまった。

紛失した商品券は換金することはできません。

紛失等のないよう取扱店舗の責任で適切な保管をお願いいたします。

9. 使用済み商品券を送付するための封筒等がなくなった。

追加必要分をご用意いたしますので、阿南市商工戦略課までご連絡ください。

10. 使用済み商品券が多く、専用封筒に入らない。

お手数をおかけしますが、窓口への持ち込みによる換金申請をお願いいたします。

窓口への持ち込みが難しい場合は、阿南市商工戦略課までご連絡ください。

11. 換金請求締切日の前日に送付したが、お金が振り込まれない。

昨今の郵便事情により、投函から到着まで数日かかる場合があります。

予めご了承の上、締切日に余裕をもって投函いただきますようお願い申し上げます。

換金請求については到着をもって受付日といたしますので、特に、最終の換金請求締切日については、令和8年11月30日までの必着をお願いいたします。

12. 11月30日以降も換金請求はできるか。

換金期間外での換金是对应できませんので、必ず期間内での換金を行ってください。



阿南市生活
応援商品券
専用ページ

阿南市商工戦略課 商品券事業担当

〒 774-8501 阿南市富岡町トノ町 12-3

TEL:0884-22-0527 FAX:0884-22-0075

メールアドレス :shouhinken2026@anan.i-tokushima.jp

専用ウェブサイト :<https://www.city.anan.tokushima.jp/docs/2026022700016/>